

石巻市長期継続契約とする契約を定める条例

平成17年7月15日

条例第307号

地方自治法（昭和22年法律第67号）第234条の3及び地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）第167条の17の規定に基づき、長期継続契約を締結することができる契約を次のとおり定める。

- (1) 事務機器に関する賃貸借契約
- (2) 通信機器に関する賃貸借契約
- (3) 前2号の契約に付随する保守の委託契約
- (4) 公用車の賃貸借契約
- (5) 施設の機械警備、清掃、保守点検等施設の維持管理に関する委託契約

附 則

この条例は、公布の日から施行する。